

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	(1年度目) 月に1回年次有給休暇がとれるよう、職員に積極的に働きかける。
	(2年度目) 制度の実施状況を確認し、職員のニーズに合った消化制度の導入を検討する。
②所定外労働削減のための措置	(1年度目) 所定外労働を行う場合には、必ず上司へ届け出て、承認を得てから行うことを徹底させる。
	(2年度目) 1年目の取り組み実績を加味し、業務内容の見直し等、業務全般の改善を行う。
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	(1年度目)
	(2年度目)
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	(1年度目) 地域活動、ボランティア等に参加する職員に対して、吟味の上で休暇の付与等の措置を行う。また、妊娠、育児、介護等の必要がある職員に対しては、業務体制等の見直しを行う。
	(2年度目) 1年目の申請、実績状況を検討し、さらなる充実を目指す。
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	(1年度目)
	(2年度目)
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	(1年度目) 1カ月に60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を50%とする。 労使間で協議の上、所定労働時間を週1時間以上短縮する。